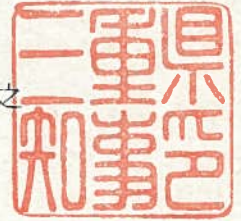


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神戸市東灘区向洋町東三丁目17番地
氏 名 大本紙料株式会社
代表取締役 大本 知昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和5年1月14日
許可の有効年月日 令和10年1月13日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、
ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
以上9種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)&陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 1月14日	新規許可	平成25年 1月14日	更新許可
平成20年 1月14日	更新許可	平成30年 1月14日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有